

## 令和4年度 不妊治療費助成事業

治療の期間	<u>令和4年4月1日以降</u> の治療	
助成の種類	(新) 不妊治療費助成事業	(新) 先進不妊治療費助成業
治療の種類	<p>保険診療で受けた不妊治療 ただし、体外受精・顕微授精については、保険適用の年齢制限および回数制限によって保険診療とならなかった場合も市の助成の対象とする</p>	<p>先進医療として告示されている治療を、保険診療となる体外受精・顕微授精と併せて指定医療機関で受けたもの</p>
助成金額	<p>治療開始月から1年間で上限5万円まで（1月あたりの上限は2万5千円まで） ただし、自己負担額の2分の1以内</p> <p>（例：令和4年9月治療開始の場合、令和5年8月末までの1年間で上限5万円）</p>	<p>1回の治療につき実施された先進医療に要した費用の7割で上限15万円まで</p>
助成対象期間	<p>1 出産につき連続する2年間（やむを得ない事情による治療中断期間を除く） ※旧制度における助成歴は問わない</p>	<p>妻の年齢により通算助成回数は以下の通り。 <u>治療開始時</u>における妻の年齢が、</p>
助成回数	<p>助成を受けて出産した場合、再び2年間の助成を受けることができる</p>	<p style="text-align: center;"> <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; margin-right: 10px;">                     40歳未満の方 …出産につき6回まで                      40歳以上43歳未満の方 …出産につき3回まで                      43歳以上の方 …対象外                 </span> <span style="font-size: 2em;">}</span> </p>
助成対象者	<p>① 治療日及び、申請日現在において市民であり、不妊治療を行う夫婦（事実婚を含む） ② 医療保険に加入している</p>	<p>① 治療日及び、申請日現在において市民であり、不妊治療を行う夫婦（事実婚を含む） ② 医療保険に加入している</p>
必要書類	<p>①不妊治療費助成金交付申請書 ②不妊治療医療機関受診等証明書（院外処方分も申請する場合、薬局が発行する同証明書も必要）</p> <p>※夫婦の世帯が異なる場合は、戸籍謄本が必要 ※夫婦の一方が野々市市民でない場合は、市民でない人の住民票が必要 ※事実婚の夫婦は、事実婚に関する申立書および夫婦それぞれの戸籍謄本の提出が必要</p>	<p>①先進不妊治療費助成金交付申請書 ②先進不妊治療医療機関受診等証明書（院外処方分も申請する場合、薬局が発行する同証明書も必要） ③領収書および明細書の<b>原本</b>（②と③の金額が合わない場合は医療機関に問い合わせをすることがあります。原本は後日決定通知書と共に返却します。）</p> <p>※夫婦の世帯が異なる場合は、戸籍謄本が必要 ※夫婦の一方が野々市市民でない場合は、市民でない人の住民票が必要 ※事実婚の夫婦は、事実婚に関する申立書および夫婦それぞれの戸籍謄本の提出が必要</p>
申請期間	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに受けた治療分について、 令和5年6月30日までに申請	
お問い合わせ申請先	野々市市健康推進課 （保健センター内） (076) 248-3511	